

日解決ヲ告ケタリ之カ經過左記ノ通り
記

争議團小村井支部長大山悒次ハ既報ノ通り脱退者ヲ出
シ大勢既ニ決シ挽回ノ途無キニ至リタル爲争議團主宰
者沮合主事細谷松太ノ旅行不在ヲ期シ急遽解決ヲ爲サ
ントシ本月三日東三田ニ直リ畢身江田重役ト会見折衝
ヲ試ミタル結果五日ニ至リ

(1) 解雇者ハ二十八名ニ對シ常備日給最低四十五日
最高五十五日分ヲ支給スルコト(總計二千百五十
八円六十銭)

(2) 争議費用トシテ二百円及解雇手当最高六十日分支
給スルモノトシテノ差額五日分二百二十三円七十

五式合計四百二十三円七十五式ヲ大山悒次ニ支給
スルコト

(3) 未解雇者ニシテ復帰セオリシ者十五名ハ男十名女
五名ニ對シ男工各十円女工ハ小使各五円計百二
十円ヲ支給スルコト

右ノ如ク交渉纏リタル爲六日残留者一同ニ之ヲ報告シ
テ承認ヲ得タル後争議團本部ノ一切ノ設備ヲ撤去セシ
メ今夜茶話会ヲ催シテ紡織労働組合長山根權ニ即ヲ招
待シ争議團トシテ借受ケタル謝礼ヲ述フル屬アリタル
カ一昨十日午前中解雇者一同午後ハ未解雇者一同会社
ヲ訪問夫々手当金ヲ受領シテ敢困ニ紀念撮影ヲ爲シ夕
ル後再ヒ茶話会ヲ開催大山支部長ヨリ来ル十五日受領